



忘れていませんか？ 定期予防接種

定期予防接種は、予防接種法によって対象疾病、対象者および接種機関などが定められた予防接種です。

予防接種には病気ごとにそれぞれ接種に適した時期があります。接種対象年齢を確認のうえ接種対象年齢内で接種しましょう。

接種対象年齢、接種間隔を過ぎると定期予防接種ではなく任意接種となります。任意接種の際は、費用などご本人負担となりますのでお気をつけください。

詳しい接種間隔などの内容は、町ホームページをご確認ください。

子どもの定期予防接種

| 定期予防接種の種類 | 回数 | 接種対象者 |
|-------------------------------|------------------|---|
| B型肝炎 | 初回2回 追加1回 | 生後1歳に至るまでの間にある者 |
| 四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) | 1期初回3回 1期追加1回 | 生後3か月～生後90か月に至るまでの間にある者 |
| 二種混合(ジフテリア・破傷風) | 1回 | 11歳以上13歳未満の者 |
| BCG(結核) | 1回 | 生後1歳に至るまでの間にある者 |
| ロタウイルス | ロタリックス 2回 | 生後6週～24週までの間にある者 |
| | ロタテック 3回 | 生後6週～32週までの間にある者 |
| MR (麻しん・風しん混合) | 1期 1回 | 生後12か月～生後24か月に至るまでの間にある者 |
| | 2期 1回 | 5歳以上7歳未満の者(年長児) |
| 水痘(水ぼうそう) | 2回 | 生後12か月～生後36か月に至るまでの間にある者 |
| 日本脳炎 | 1期 初回2回 追加1回 | 生後6か月～生後90か月に至るまでの間にある者 |
| | 2期 1回 | 9歳以上13歳未満にある者 |
| 子宮頸がん | 3回 | 12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 |
| ヒブ *接種開始時期で接種回数異なります。 | 初回3回 追加1回 | 生後2か月～生後7か月に至るまでの場合 |
| | 初回2回 追加1回 | 生後7か月～生後12か月に至るまでの場合 |
| | 1回 | 生後12か月～生後60か月に至るまでの場合 |
| 小児用肺炎球菌 *接種開始時期で接種回数異なります。 | 初回3回 追加1回 | 生後2か月～生後7か月に至るまでの場合 |
| | 初回2回 追加1回 | 生後7か月～生後12か月に至るまでの場合 |
| | 2回 | 生後12か月～生後24か月に至るまでの場合 |
| | 1回 | 生後24か月～生後60か月に至るまでの場合 |

問 こどもみらい課 子育て支援係 ☎933-0777 FAX933-0210



介護保険施設における 助成制度(補足給付)の見直し

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成(補足給付)を行っています。

※補足給付は、世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が町民税非課税の場合が対象。

8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金などをお持ちの方には、食費の負担額の見直しが行われます。

▶認定要件である預貯金額が変わります

| | 7月まで | 見直し後(8月～) |
|------------------------------------|------------|---------------------|
| 年金収入など ※80万円以下 (第2段階) | 単身 1,000万円 | 単身 650万円、夫婦 1,650万円 |
| 年金収入など ※80万円超120万円以下 (第3段階①) | | 単身 550万円、夫婦 1,550万円 |
| 年金収入など ※120万円超 (第3段階②) | 夫婦 2,000万円 | 単身 500万円、夫婦 1,500万円 |

※公的年金収入額(非課税年金を含む)＋その他の合計所得金額

▶食費(日額)の負担限度額が変わります

| | 施設入所者 | | ショートステイ利用者 | |
|--------------------------------|-------|-----------|------------|-----------|
| | 7月まで | 見直し後(8月～) | 7月まで | 見直し後(8月～) |
| 年金収入など ※80万円以下(第2段階) | 390円 | 390円 | 390円 | 600円 |
| 年金収入など ※80万円超120万円以下(第3段階①) | 650円 | 650円 | 650円 | 1,000円 |
| 年金収入など ※120万円超(第3段階②) | 650円 | 1,360円 | 650円 | 1,300円 |

※公的年金収入額(非課税年金を含む)＋その他の合計所得金額

問 健康福祉課 健康長寿係 ☎934-2243 FAX933-7512(代)
県 介護保険広域連合 事業課 給付係 ☎981-9073 FAX641-2432